

運営規定

養護老人ホーム月光園

特定施設入居者生活介護月光園運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人月光園が開設する特定施設入居者生活介護月光園（以下、「事業所」という。）が行う、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、計画作成担当者（以下、「生活相談員等」という）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業サービスを提供することを目的とする。

(運営目的)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態になった場合でも、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助します。

2、介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービスに基づき、入浴、排せつ食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活が営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの包括的、綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4、事業所は安全かつ継続的な事業運営に努める。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人月光園、養護老人ホーム月光園
- (2) 所在地 長崎県雲仙市国見町土黒丙 68 番地 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤、養護老人ホーム月光園兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

(1) 計画作成担当者 1 名（常勤兼務 1 名、生活相談員と兼務）

計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従事者等と情報を共有・協議の上、サービスの目標及び達成時期、必要とされるサービスの内容等を特定施設サービス計画として原案を作成する。

(2) 生活相談員 2 名（介護職員と兼務 1 名、計画作成担当者と兼務 1 名）

生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に管理者、職員との連携を図りサービス計画につなげる。

(3) 介護職員 12 名（常勤 2 名、生活相談員兼務 1 名、非常勤 9 名、養護老人ホーム兼務）

介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。

(4) 看護職員（看護師） 1 名（常勤兼務 1 名）

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。

第5条 事業所の定員及び居室数は次のとおりとする。

(1) 養護老人ホーム月光園の定員 50 名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定入居者生活介護の定員は 30 名までとする

(2) 居室数 50 室のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定入居者生活介護の居室は 30 室までとする

（特定施設入居者生活介護及び介護予防の内容及び利用料その他の費用の額）

第 6 条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 介護

① 事業において利用者に提供する基本サービス内容は、入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話を旨とし、利用者の心身の状態に応じた施設サービス計画を 3 ヶ月ごとに作成し、利用者及び連帯保証人との面談を行い、サービス内容、利用料

の説明、また要介護認定に基づく保険給付額との照合を行い、利用者、連帯保証人の同意を得た後、介護サービスを実地する。なお、保険給付額を超える施設サービスについては、利用者、連帯保証人の希望又は同意がある場合に限り、これを行う。

② 介護保険適用外サービスであるオムツ費用等に掛かる費用については実費負担とする。

(2) 健康管理

生活相談員等は看護師と連携を図り、常に利用者の心身の状況に注意するとともに、健康保持のための適正な措置を講じる。

(3) 相談及び援助

事業者は常に利用者の心身の状況や、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行います。

(契約の終了)

第7条 利用者は、事業者に対して（30日間の予告期間を置いて）文章で通知することにより、契約を解約することができる。

2、一定の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して、30日間の予告期間において文章で通知することにより、契約を解約することができる。

3、利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合、所定の期間経過をもって契約は終了する。

4、次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了します。

①利用者が他の介護保険施設に入所した場合

②利用者が死亡した場合

(受託居宅サービス事業者の名称及び住所)

第8条 事業所が委託する、指定受託居宅サービス事業者は次のとおりとする。

① 受託居宅サービス事業所名：月光園 介護センター

サービス内容 訪問介護事業

住 所 雲仙市国見町土黒丙 68 番地 2

② 受託居宅サービス事業所名：月光園 デイサービスセンター

サービス内容 通称介護事業

住 所 雲仙市国見町土黒丙 61 番地 1

③ 受託居宅サービス事業所名：伴師会愛の訪問看護ステーション

サービス内容 訪問看護事業

住 所 雲仙市愛野町 3838 番地 1

(協力医療機関)

第 9 条 事業所は、医療機関との間に医療連携、健康相談、健康診断などについて協力契約を結ぶものとする。

① 協力医療機関名：医療法人 本田医院

診療科目：内科全般

協力内容：緊急時対応、健康診断、健康相談

住 所 雲仙市国見町神代乙 214 番地 2

電 話 0957-78-2768

② 協力医療機関名：医療法人伴師会 愛野記念病院

診療科目：外科、整形外科、心療内科、リハビリテーション科

協力内容：緊急時対応、健康診断、健康相談

住 所 雲仙市愛野町 3838 番地 1

電 話 0957-36-0015

③ 協力医療機関名：医療法人財団慈正会松尾胃腸外科

診療科目：胃腸科、内科

協力内容：緊急時対応、健康診断、健康相談

住 所 雲仙市国見町土黒甲 57 番地 1

電 話 0957-78-1000

④ 協力医療機関名：徳永歯科医院

診療科目：歯科

協力内容：歯科相談、緊急時対応

住 所 雲仙市国見町甲 104 番地

電 話 0957-78-3105

(施設利用に当たっての留意点)

第 10 条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

1、連帯保証人を 1 人定める。連帯保証人は利用料金の支払いについて利用者と連帯して

責任を負うものとする。

- 2、事業者は、以上の内容について、重要事項説明書に基づく説明を行うと共に利用者と利用契約を文章によって締結する。
- 3、利用者が入院加療を要する場合は、適切な病院等を紹介する。
- 4、規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- 5、共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件および手続き)

第 11 条 事業者は、次のような状態の場合には、サービス提供場所を利用者あるいは連帯保証人の同意を得て、目的施設内の介護居室への入居を行うこととする。

- (1) 利用者の心身の状態により管理者が介護居室への入居が必要と判断した場合
- (2) 利用者が提示する被保険者証に、介護認定審査会の意見として介護居室への入居に関する記載がある場合
- (3) 主治医又は協力病院等が医学的な判断により介護居室への入居が必要と判断した場合

(緊急時における対応方法)

第 12 条 生活相談員等は、利用者の生命と安全を確保することを最優先課題とする。通所介護の提供を行っているときは、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 13 条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的（年 2 回以上）に避難・救出訓練を行う。

- (1) 消防計画の作成と届け出
防火管理者は、「消防計画」を作成して所轄消防署に届出る。
- (2) 防災訓練
 - ・訓練は通報訓練・消防訓練・避難訓練・総合訓練とする。
 - ・避難訓練は、昼間・夜間それぞれを想定して行う。

- ・避難訓練の際には所轄消防署に事前に連絡を行う。
 - ・近隣住民と日頃から連携を図りながら、協力体制の確保に努める。
 - ・避難場所の確保、医療・福祉・地域施設と密に連携を図ると共に、協力体制を十分に整える。
- (4) 夜間防火管理体制を整え、生活相談員等に防火管理の周知徹底を行う。
 - (5) 防火設備は消防法令に基づき適正に設置、維持管理すると共に、資格を有する者が定期的に点検を行う。
 - (6) 非常時に備えて保存食 3 日分を準備し、定期的に管理を行う。また、非常食と共に紙おむつなどの消耗品も適正に確保する。エレベーター、リネン室・下水道処理設備等は、法令に準じ資格を有する者が定期的に点検・整備する。

(夜間体制)

第 14 条 午後 9 時から翌朝午前 7 時の時間帯における職員体制は、夜勤、宿直を問わず 2 名以上を配置する。

(秘密の保持)

第 15 条 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、正当な理由がない場合は第三者に漏らしてはならない。正当な権限を有する官憲の命令による場合、別に定める（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとする。

2、職員は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項について、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

(身体拘束等)

第 16 条 事業者は、利用者の身体拘束は行わない。万一、身体拘束の指針に定める本人又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族に「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受け、その条件と期間内にて拘束等を行うことができるものとする。身体拘束を行う場合は、必ず記録等を残しておく。身体拘束を行っていない場合でも、定期的な（年 2 回以上）研修を行う。

(苦情対応)

第 17 条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることが出来る。その場合事業者は、速やかに事実関係を調査・確認し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又は家族に報告するものとする。
尚、苦情申立窓口は、別紙【施設苦情・相談解決制度】に記載された通りである。

(情報公開)

第 18 条 社会福祉法人第 24 条等及び介護保険法の趣旨に則し、市・町・村において社会福祉法人月光園が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、施設内において、厚生労働省が定める事業者にかかる情報についても、いつでも閲覧できる場所において情報の開示を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業者は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のように設けるものとして、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2、事業所は、事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。それらの必要書類は 5 年間分保管しなければならない。

第 20 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については社会福祉法人月光園と事業所の管理者であり施設責任者との協議に基づいて定め、重要事項が生じた場合は、適切な対応を図り、問題の解決を迅速に行う。

2、問題解決にあたっては第三者委員会において説明し、利用者の理解を得るよう努める。

(虐待防止の措置に関する事項)

第 21 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する担当を置く。

(感染対策について)

第22条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまんまん延しないように、次の各号の事項に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会（リモートや携帯電話等を活用して行うことができるものとする）を おおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果位について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の指針為の指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(職員の就業環境の確保について (パワハラ・セクハラ防止))

第23条 事業者は適切な指定居住宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害することを防止する為、担当者を置き、相談等を講ずるものとする。

附則 この規定は平成18年10月1日から施行する。
この規定は平成21年4月1日から施行する。
この規定は平成30年10月1日から施行する。
この規定令和2年4月1日から施行する。
この規定令和6年4月1日から施行する。